IV-2. 成績評価基準等の明示等

- 1. 成績評価基準等取扱要領
- 2. 学位論文等の審査及び最終試験における評価基準等取扱要領
- 3. 授業及び研究(学位論文等)指導の方法等
- 4. 授業・研究(学位論文等) 指導計画及び日程等

1. 成績評価基準等取扱要領

成績評価基準等取扱要領

松蔭大学大学院学則第26条に基づき、成績評価基準に関し、以下の通り取扱う。

- 1. 成績の評価は、原則として試験に基づくこととし、その他の平常の成績(発表、課題の提出等)を加味し、総合的判断に基づき行う。
- 2. 成績の評価は、素点による評価 (100 点満点、60 点以上合格) 及びレターグレードによる 評価 (S、A、B、C、D (不合格)) をもって行う。
- 3. レターグレードと評点区間及び評価基準の対応関係は、以下の通りとする。
 - S (90 点以上)

目標を十分に達成し、極めて優秀である。

- A (90 点未満~80 点以上) 目標を十分に達成している。
- B (80 点未満~70 点以上) 目標を達成している。
- C (70 点未満~60 点以上) 基本的な目標を最低限度達成している。
- D (60 点未満) 基本的な目標を達成していない(不合格)。
- 4. 履修放棄等によって評定できない場合、D(不合格)とする。
- 5. その他
 - ・この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。 (令和4年3月10日第11回研究科委員会承認)
- 2. 学位論文等の審査及び最終試験における評価基準等取扱要領

学位論文等の審査及び最終試験における評価基準等取扱要領

学位論文等の審査及び最終試験は、松蔭大学大学院学則第30条及び学位規則第3条及び学位 授与方針(デイプロマポリシー)を踏まえて、以下の審査項目(審査観点)及び評価基準等に沿っ て行う。

- 1. 学位論文等の審査項目(審査観点)
 - (1) テーマ設定の適切性
 - ・問題意識に対するテーマの設定は、適切となっているか。
 - (2) 構成の適切性・明確性
 - ・構成は先行研究を踏まえ、適切かつ明確となっているか。
 - (3) 分析の手法の適切性
 - ・結論を導く分析手法は、適切となっているか。
 - (4) 結論の適切性・妥当性
 - ・課題に対する結論は、適切・妥当なものとなっているか。
 - (5) 記述における形式要件等の適切性
 - ・用語の適格性、脚注、注記、引用、参考文献等の呈示方法は、適切となっているか。
 - (6) 学問的意義及び社会的意義の明確性
 - ・学問的意義及び社会的意義は、明確となっているか。
- 2. 最終試験の審査項目(審査観点)
 - (1) 学位論文等に関連する知識の有無及びその水準は、どうか。
- (2) 研究または課題に関する学問的意義の程度及びその水準は、どうか。
- (3) 明解かつ論理的な回答となっているかどうか。
- 3. 学位論文等の評価基準
 - S (90 点以上)

学位論文等及び最終試験の審査項目(審査観点)を踏まえ総合的に判断し、目標を 十分に達成し、極めて優秀である。

- A (90 点未満~80 点以上)
 - 上記学位論文等及び最終試験の審査項目(審査観点)を踏まえ総合的に判断し、目標を十分に達成し、優秀である。
- B (80 点未満~70 点以上)

上記学位論文等及び最終試験の審査項目(審査観点)踏まえ総合的に判断し、目標を 達成している。

C (70 点未満~60 点以上)

上記学位論文等及び最終試験の審査項目(審査観点)踏まえ総合的に判断し、基本的な目標を最低限度達成している。

D (60 点未満)

上記学位論文等及び最終試験の審査項目(審査観点)踏まえ総合的に判断し、基本的な目標を達成していない(不合格)。

4. その他

この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。 (令和4年3月10日第11回研究科委員会承認)

3. 授業及び研究(学位論文等) 指導の方法等

授業及び研究(学位論文等)指導の方法等

- 1. 研究指導教員の役割と研究(学位論文等)指導の方法
 - (1) 指導教員は、自らの専門分野や指導環境等を考慮し、指導学生の指導に関する意思 を把握、確認し、研究テーマに関する調整・提案を行う。
 - (2) 指導教員は、研究計画の立案、研究の進め方、プレゼンテーション、研究結果のまとめ方、その進捗、評価等、研究活動全般に関する指導・助言を行う。
 - (3) 指導教員は、指導学生の研究テーマに関し、研究指導の方法、内容、計画等を明示した「研究(学位論文等)指導計画書」を作成し、指導学生とその内容を確認する。
 - (4) 指導教員は、研究上の必要が認められるとき、指導学生と相談のうえ、副指導教員を置くことができる。この場合、研究科委員会の承認を必要とする。
- 2. 授業担当教員の役割と授業の方法
 - (1) 授業担当教員は、自らの専門分野や指導環境等を考慮し、シラバス (講義実施要綱)を遵守し、授業を行う。
 - (2) 授業担当教員は、自らの専門分野や指導環境等を考慮し、学生の研究に関する補助を行う。

(令和4年3月10日第11回研究科委員会承認)

- 4. 授業・研究(学位論文等)指導計画及び日程等
- (1) 研究(学位論文等) 指導計画及び日程

時期(学年)		項目	内容等
入学前		入学選抜	・志願書における希望指導教員の記載 ・面接試験における研究経歴及び研究計画の 確認
一年次	4月上旬 (9月上旬)	研究科主催 ガイダンス	カリキュラム・学修・事務手続きの説明
1)人		個別履修指導	指導教員による履修相談・指導

	4月~6月 (9月~10月)	指導教員の決定・ 研究テーマの決定・調査研究の開始等	 ・指導教員、副指導教員の決定 ・研究テーマの相談・決定 (指導教員) ・副指導教員への依頼 ・研究指導計画書の作成 (研究科委員会に提出) (学生) ・指導教員と相談し、研究テーマを決定 ・研究計画書を作成し、指導教員に提出 ・学位論文等報告会への参加 ・共同研究会への参加
	7月~9月 (11月~3月)	調査研究の実施	 ・調査研究の開始 (指導教員) ・関連分野、先行研究等、調査研究に関する指導を行う。 (学生) ・研究テーマに沿った専門的知識や総合的知識の獲得 ・関連分野、先行研究等の調査研究 ・調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検、指導教員との相談
	10月~3月 (4月~8月)	調査研究等の継続	(指導教員)・調査研究等に関する指導の継続・調査研究等に関する進捗状況の確認(学生)・調査研究等の継続・調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検、指導教員との相談
二年次	4月~9月 (9月~3月)	調査研究等の継続及び執筆の開始等	 (指導教員) ・調査研究等に関する指導の継続 ・調査研究等に関する進捗状況の確認 ・課程修了の要件等を踏まえ、研究計画の妥当性の検証と修正等(学生) ・調査研究等の継続 ・調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検、指導教員との相談 ・学位論文等の執筆 ・第1回学位論文等報告会における報告 ・共同研究会への参加

10月~2月 (4月~8月)	調査研究等及び執筆の継続、論文等の提出、最終試験等	 (指導教員) ・調査研究等に関する指導の継続、進捗状況の確認 ・学位論文等執筆に関する進捗状況の確認 ・学位論文等の提出、最終試験に関する指導(学生) ・調査研究、調査研究手法の検証と考察、研究計画の点検等の継続 ・学位論文等執筆の継続、指導教員との相談・第2回学位論文等報告会における報告・共同研究会への参加・学位論文等の提出、最終試験
3月 (9月)	課程修了	学位授与方針(デイプロマポリシー)に基づき、研究科委員会において修了の可否について審議決定する。

*()の時期は、9月入学生対応である。

(2)授業計画及び日程等

授業担当教員は、シラバス (講義実施要綱:授業計画) を遵守し、授業を行う。